

# インボイス 制度 完全解説

わかりやすい解説と  
シミュレーション付き

日本最強の  
コンサルタントが  
徹底解説

- ✓ 論点整理
- ✓ サブ論点要素分解
- ✓ タスク設計
- ✓ スケジュール
- ✓ 炎上議論まで網羅

# インボイス制度とは何か

## 正式名称と開始時期

正式名称は「適格請求書等保存方式」。  
2023年10月1日から導入された新しい消費税のルールです。

## 導入の目的

8%（軽減税率）と10%（標準税率）が混在する中で、消費税額を正確に把握・計算するために導入されました。

「売り手」が「買い手」に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるための手段＝インボイス（適格請求書）

インボイスに対応した場合	インボイスに対応しなかった場合
	
売上で貰った税 50万円 仕入れて払った税 30万円 納税額 20万円	売上で貰った税 50万円 <del>仕入れて払った税 30万円</del> 納税額 50万円

# 消費税の基本的な仕組み

## 負担者と納税者

消費税は最終的に「消費者」が負担しますが、国に納めるのは「事業者」です。事業者は消費者から預かった税金を代わりに納付します。

## 仕入税額控除

事業者が納める税額は、「売上で預かった消費税」から「仕入れで支払った消費税」を差し引いて計算します。これを仕入税額控除といいます。

## インボイスの役割

正確な仕入税額控除を行うために、「どの商品が何%の税率か」を明確にしたインボイス（適格請求書）の保存が必須となります。



# インボイスの記載要件（6項目）

01 交付先の氏名・名称

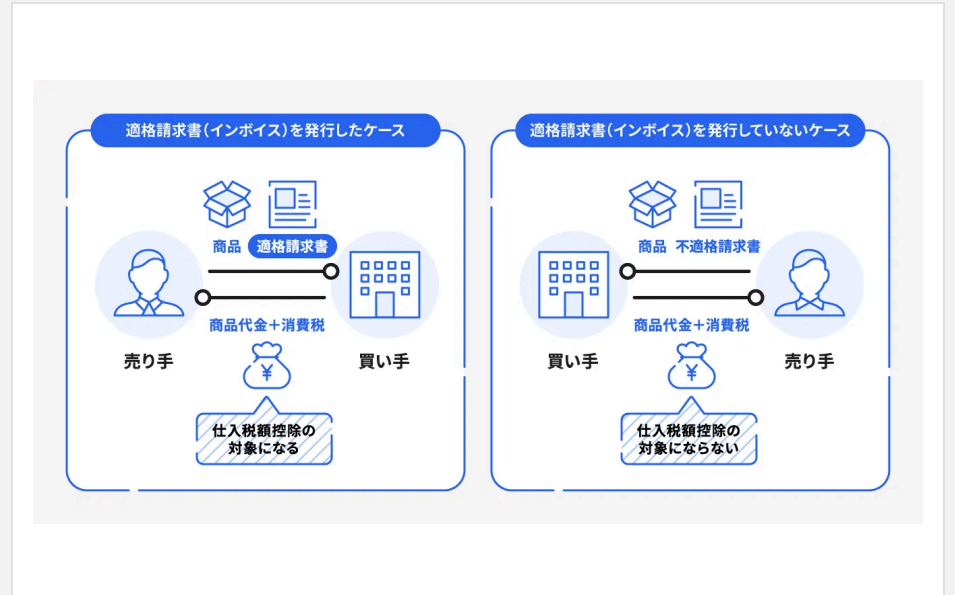
02 売手の氏名・名称・登録番号 ※最重要

03 取引年月日

04 取引内容（軽減税率対象品目の明示）

05 税率別の対価の総額・適用税率

06 税率別の消費税額



## ！ 注意点

登録番号、税率別の対価の総額、税率別の消費税額の3つが特に重要です。これらに不備があると仕入税額控除が認められません。

# 簡易インボイスと実務対応

## 対象となる主な業種

- ✓ 小売業
- ✓ 飲食店業
- ✓ タクシー業
- ✓ 写真業
- ✓ 駐車場業

※不特定多数の者に対して販売等を行う事業

## 省略可能な項目 ①

書類の交付を受ける事業者の  
**氏名または名称（宛名）**

## 省略可能な項目 ②

「適用税率」または「消費税額」の  
**いずれか一方**

## 実務上のポイント：

# インボイス発行事業者の登録と課税事業者への転換

## 登録プロセス

- 📄 税務署へ登録申請書を提出
- ✔️ 審査完了後、登録番号（T+13桁）が通知される
- 📄 請求書に登録番号を記載して発行開始

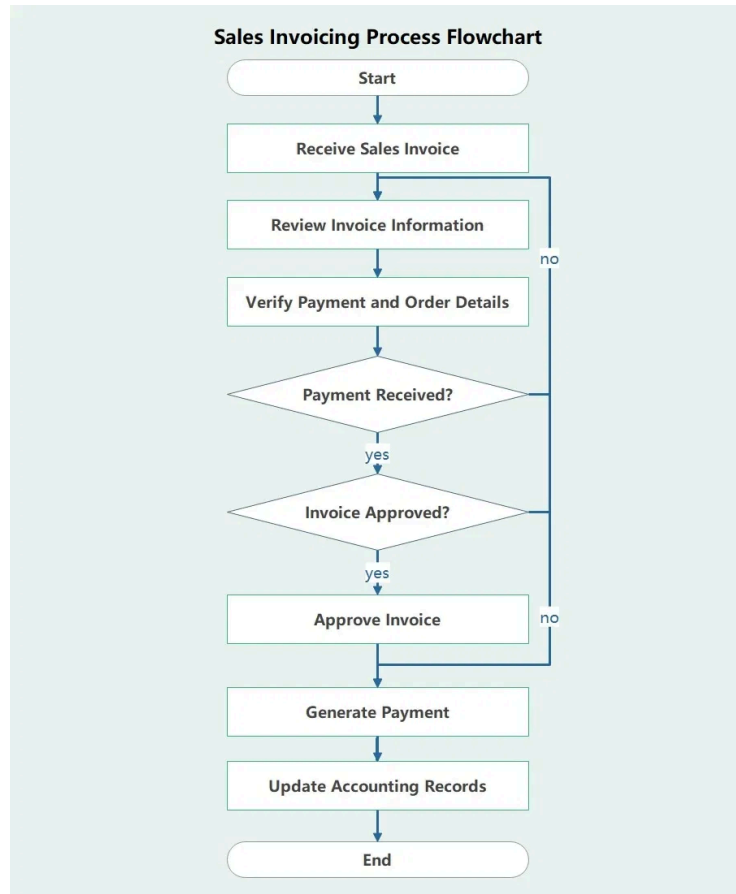
## 【重要】課税事業者への自動転換

登録を受けると、売上1,000万円以下の免税事業者であっても、自動的に「課税事業者」となります。  
消費税の申告・納付義務が発生します。



登録により、本来免税の事業者も課税事業者の枠組みに入ることになります。

# 仕入税額控除の仕組みと買い手側の対応



## ✓ 原則：インボイスの保存が必須

買い手が仕入税額控除を受けるためには、原則としてインボイス発行事業者から交付された適格請求書の保存が必要です。

## ! 例外：保存不要なケース

「簡易課税制度」や「2割特例」を適用する場合は、インボイスの保存は仕入税額控除の要件とされません。

## ≡ 買い手の実務対応

受領したインボイスの登録番号が有効か確認し、帳簿とともに7年間保存する義務があります。

# インボイス制度導入のメリット

## 01 消費税計算の透明化・厳格化

売り手が税率ごとの消費税額を明記することで、買い手は正確に仕入税額控除を計算できるようになります。曖昧さが排除され、税務処理の正確性が向上します。

## 02 脱税防止と益税の是正

免税事業者が消費税を納めずに手元に残していた「益税」の問題が段階的に是正されます。これにより、課税の公平性が保たれ、健全な競争環境が整備されます。

## 03 複数税率への対応効率化

軽減税率（8%）と標準税率（10%）が混在する取引において、インボイスに税率が明記されることで計算ミスが減少。経理担当者の確認作業などの事務処理が効率化されます。

## 04 取引全体の透明性向上

すべての取引において適格請求書が必要となることで、取引の流れが可視化されます。これにより脱法的な取引が抑制され、コンプライアンスを遵守した正当な取引が促進されます。

# 免税事業者が直面する主な課題



01

## 適格請求書を 発行できない

課税売上高1,000万円以下の免税事業者は、インボイス発行事業者として登録できません。登録するには課税事業者になる必要があります。

構造的な壁



02

## 取引排除・減額の リスク

取引先（課税事業者）は仕入税額控除ができなくなるため、取引の中止や、消費税相当額の値下げを要求してくる可能性があります。

売上減少リスク



03

## 課税転換による 収益悪化

インボイス発行のために課税事業者になると、これまで免除されていた消費税の納税義務が発生し、手取り利益が直接的に減少します。

利益減少リスク

# 業種別・企業規模別の影響分析

## 業種別の影響

### 建設業・運送業

影響：大

一人親方や個人ドライバーなどの下請け構造が多層的。免税事業者との取引が多く、価格転嫁や取引継続の交渉が難航しやすい。

### サービス業（フリーランス）

影響：大

デザイナー、ライター、ITエンジニアなど。発注者（課税事業者）からの値下げ圧力や取引停止のリスクに直面。

### 飲食業

影響：中

仕入れに軽減税率（8%）が適用されるため、税率ごとの計算が複雑化。ただし顧客は一般消費者が多く、インボイス発行要求は限定的。

## 企業規模別の影響

### 小規模・個人事業主

影響：甚大

免税からの転換による直接的な減収に加え、事務負担増に対応するリソースが不足。廃業を検討するケースも。

### 中小企業

影響：大

経理担当者の不足、システム改修コストの負担増。多数の免税事業者との取引条件見直し交渉が必要。

### 大企業

影響：中

システム投資による自動化が可能。ただし、膨大な数の取引先からのインボイス受領・確認業務のフロー構築が課題。

# 2割特例による負担軽減

納付税額を

20%

に軽減

※売上税額に対して

 対象者

免税事業者からインボイス発行事業者になった方

 適用期間

2023年10月1日 ~ 2026年9月30日

 手続き

事前登録不要（確定申告書に付記するだけ）

通常計算  $\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納付額}$

2割特例  $\text{売上税額} \times 20\% = \text{納付額}$

# 経過措置と少額特例

## インボイスなしでも仕入税額控除が可能（経過措置）

2023.10 ~ 2026.09

**80% 控除**

最初の3年間は、インボイス未登録業者からの仕入れでも8割控除可能。

2026.10 ~ 2029.09

**50% 控除**

次の3年間は、控除額が5割に縮小されます。

2029.10 以降

**0% 控除**

経過措置終了。原則通り、インボイスがないと控除不可。

## 少額特例（一定規模以下の事業者向け）

### 📌 対象となる取引

税込 **1万円未満** の課税仕入れ

※2029年9月30日まで

### 📌 特例の内容

インボイスの保存がなくても、

**帳簿の保存のみ** で仕入税額控除が可能

# 消費税の計算方法

## 基本計算式

$$\text{納付税額} = \text{売上税額} - \text{仕入税額}$$

### A. 税抜金額から計算

税抜金額 × 税率

例：100,000円 × 10%  
= **10,000円**

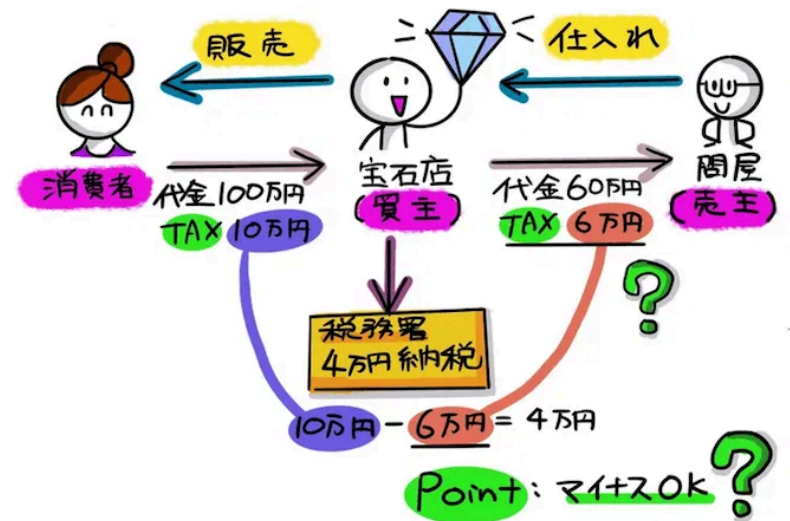
### B. 税込金額から計算

税込金額 ÷ 1.10 × 0.10

例：110,000円 ÷ 1.10 × 0.10  
= **10,000円**

### ▲ 複数税率の注意点

8%対象と10%対象は別々に計算してから合算します。  
それぞれで端数処理を行う必要があります。



# シミュレーション例1 - 免税事業者の転換

## 前提条件（年額・税抜）

売上高 1,000万円

仕入高 500万円

※売上税額: 100万円

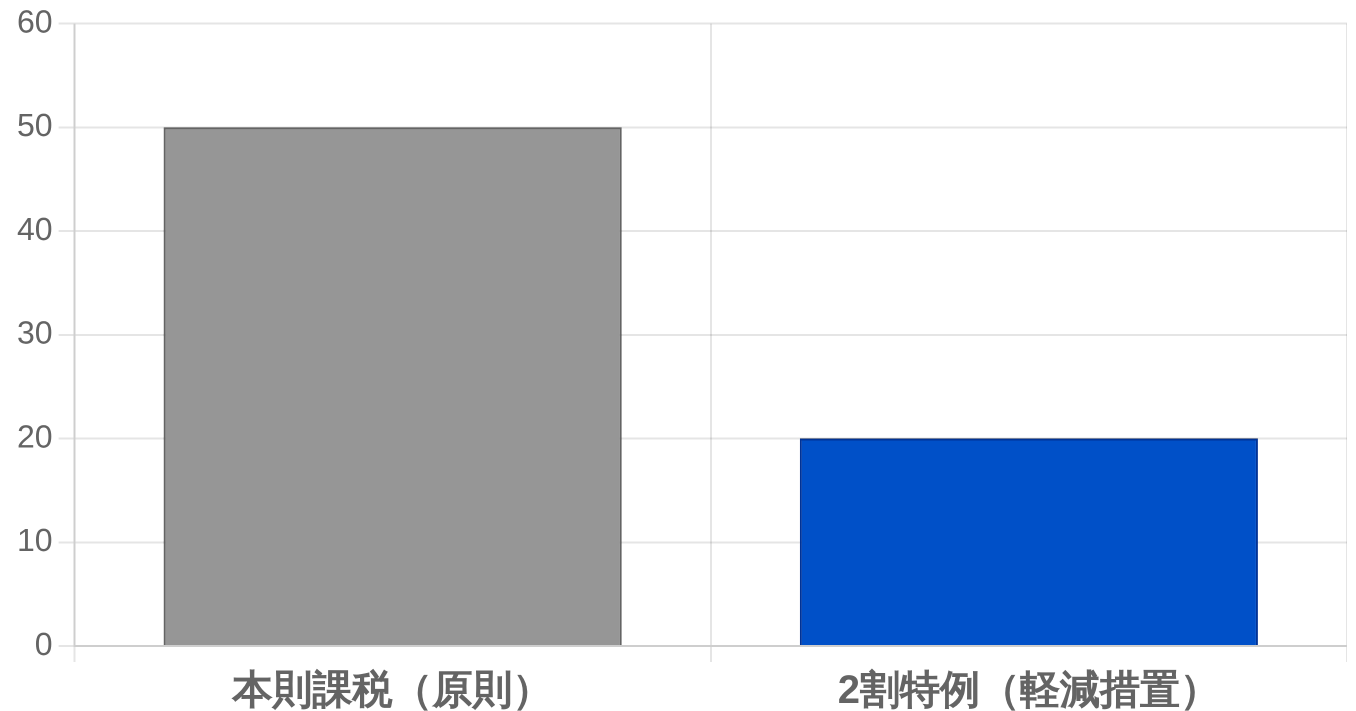
※仕入税額: 50万円

2割特例による節税効果

**30万円**

本則課税では50万円の納税が必要ですが、2割特例を使えば20万円で済みます。

納付税額の比較（単位：万円）



# シミュレーション例2 - 経過措置の影響

## シミュレーション前提

仕入税額：500万円

(インボイス未登録業者からの仕入れ)

2023.10 ~ 2026.09 (80%控除)

控除可能：400万円

自己負担：100万円

2026.10 ~ 2029.09 (50%控除)

控除可能：250万円

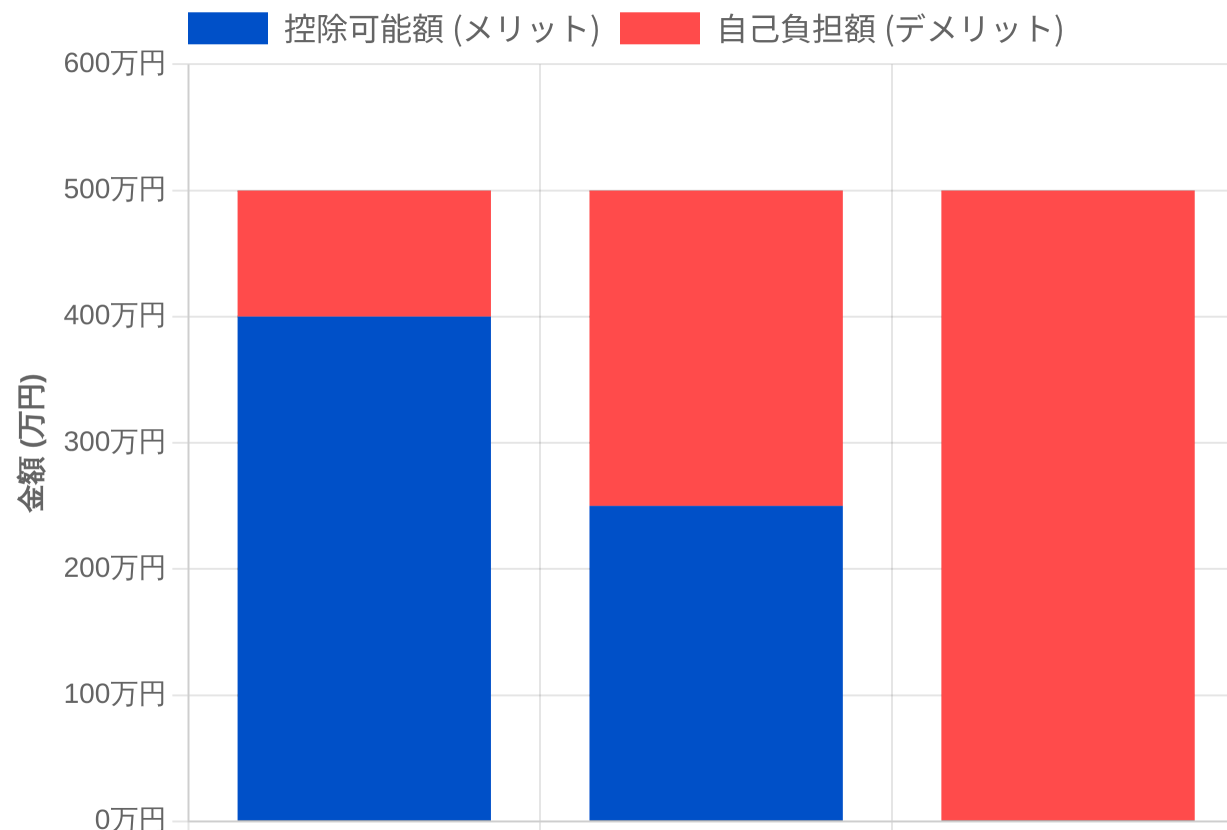
自己負担：250万円

2029.10 以降 (原則)

控除可能：0円

自己負担：500万円

仕入税額500万円に対する控除額と負担額の推移 (単位: 万円)



# 複数税率への対応と計算の複雑性

## 区分経理の必須化

8%（軽減税率）と10%（標準税率）の商品が混在する場合、それぞれの税率ごとに区分して計算する必要があります。

## 端数処理のルール

税率ごとに合計した金額に対して、1回だけ端数処理を行います。個々の商品ごとに端数処理をしてはいけません。

### ❗ 実務への影響

手計算での対応は困難であり、ミスを誘発します。  
インボイス対応のレジや会計システムの導入が事実上不可欠となり、中小企業の負担増につながっています。

## 計算シミュレーション例

8% 対象

27,060円 × 8%

2,164円

10% 対象

28,158円 × 10%

2,815円

+ 合算

消費税額 合計

4,979円

# 「中小零細企業つぶし」論 - 批判の根拠

## ↓ 取引先からの価格圧力

課税事業者である発注者は、免税事業者からの仕入れで税額控除ができなくなるため、消費税分（10%）の値下げを要求する圧力が働きます。これは実質的な売上減少を意味します。

## 📁 課税転換時の負担増

インボイス発行のために課税事業者になると、これまで免除されていた消費税の納税義務が生じます。小規模事業者にとって、利益率を大きく圧迫する要因となります。

## 📄💰 事務負担の激増

インボイスの発行・保存、税率ごとの計算、登録番号の確認など、経理業務が複雑化・増大します。専任の経理担当がない小規模事業者には過重な負担です。

## 🖥️ システム投資の重荷

複雑な計算に対応するため、会計ソフトや受発注システムの導入・改修が不可欠です。このコスト負担が、資金力の乏しい零細企業の経営を圧迫しています。

# 事務負担の増加と実務現場の悲鳴

## 🔍 登録番号の照合

受領した請求書の登録番号が国税庁のデータベースと一致するか、有効期間内かを確認する作業が必須に。

## 📊 計算の複雑化

8%と10%の区分経理に加え、経過措置（80%控除）対象の仕訳を区別して入力・計算する必要がある。

## 📄 電帳法との重複

電子帳簿保存法の改正と時期が重なり、インボイスの電子保存対応も同時に求められ、現場は混乱。

## 実務現場からの悲鳴




“  
「経理の作業時間が  
倍以上に増えた。もう限界だ。」

“  
「システム改修費が  
高すぎる。利益が吹き飛ぶ。」




“  
「確認作業が細かすぎて  
ミスが怖い。精神的に辛い。」

# 野党からの廃止要求と地方議会の反発

## 国政・社会運動

-  「STOP！インボイス」署名活動  
オンライン署名は50万筆を超え、過去最大規模の反対運動に発展。
-  文化・芸術分野からの悲鳴  
声優、アニメーター、演劇関係者らが記者会見を開き、業界衰退の危機を訴えた。
-  野党による廃止法案  
立憲民主党、共産党などが共同でインボイス廃止法案を国会に提出。

## 地方議会の動き

-  意見書の可決ラッシュ  
全国数百の自治体議会で、制度の見直しや延期を求める意見書が可決された。
-  超党派での懸念  
地方では与党系議員も含め、地域経済（建設、農業、商店街）への打撃を懸念し賛同するケースも。
-  地域経済崩壊のリスク  
シルバー人材センターや小規模事業者の廃業が、地域コミュニティ維持の脅威に。

制度自体は強行されたものの、これら激しい反対運動が、政府から「2割特例」や「小額特例」などの異例の緩和措置を

# 「益税」に関する議論と制度設計への疑問

益税（えきぜい）とは

消費者が支払った消費税相当額が、免税事業者の手元に残り、国に納付されないこと。

## ⚖️ 解消推進派（政府・財務省）

「消費税は消費者からの**預かり金**である。消費者が負担した税金が国庫に入らないのは不公平であり、インボイス制度によってこれを是正し、税の公平性を確保すべきだ。」

## 🛡️ 反対派（事業者・野党）

「消費税は対価の一部であり、**預かり金ではない**（過去の判例）。免税制度は、事務負担能力の低い小規模事業者が存続するための政策的配慮であり、これを奪うのは生存権の侵害だ。」

# 実務対応 - 登録手続きと準備

## 1. 登録申請の手順



### e-Tax (推奨)

スマホやPCから申請可能。審査期間が比較的短い（約1ヶ月）。



### 郵送申請

申請書を管轄のインボイス登録センターへ送付。時間がかかる傾向。



## 2. 社内体制の整備



### 請求書フォーマットの改修

「登録番号」「適用税率」「税率ごとの消費税額」を記載できるようにレイアウトを変更する。



### 取引先への通知

自社の登録番号を取引先に通知し、逆に取引先の登録状況（番号）も確認・収集する。



### システムの対応確認

利用中の会計ソフトや販売管理システムがインボイス制度（複数税率・番号管理）に対応しているか確認。



### 価格設定の見直し

# 請求書の対応と取引先への通知

## 適格請求書（インボイス）の記載要件

### 請求書

2023年10月31日

株式会社〇〇 御中

発行者：株式会社△△

**NEW** 登録番号：T1234567890123

品目	金額
商品A (10%)	10,000
商品B (8%) ※	5,000

**NEW** 10%対象計: 10,000円 消費税: 1,000円

**NEW** 8%対象計: 5,000円 消費税: 400円

合計請求額: 16,400円

## 取引先への対応フロー

1

### 登録番号の通知

既存の取引先に対し、自社がインボイス発行事業者になったことと、登録番号（T番号）を書面やメールで通知します。

2

### フォーマット変更の案内

請求書の様式が変わることを事前に伝えます。特に指定請求書を使用している場合は、記載ルールのすり合わせが必要です。

3

### 取引条件の確認

消費税の端数処理方法や、振込手数料の負担など、インボイス導入を機に契約条件の再確認を行います。

# システム対応と会計ソフトの選択

## 01 法令対応の網羅性

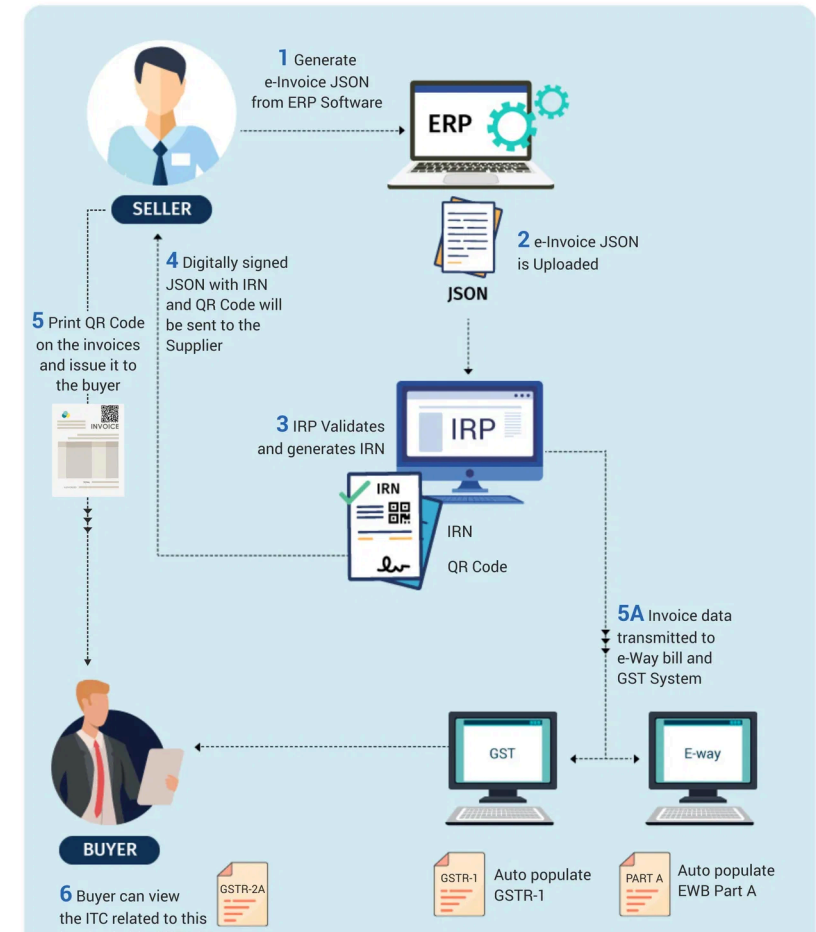
インボイス制度（適格請求書発行）だけでなく、電子帳簿保存法（電子取引データの保存義務）にも同時に対応できるシステムを選ぶことが必須です。

## 02 自動化・効率化機能

OCR（レシート読取）機能や、銀行口座・クレジットカードとのAPI連携機能を持つクラウド型（SaaS）を選ぶことで、入力業務を大幅に削減できます。

### ¥IT導入補助金の活用

インボイス対応ソフトの導入には、国の補助金（IT導入補助金・デジタル化基盤導入枠など）が利用できる場合があります。



# 今後の展開と改善の可能性

## 制度の定着とデジタル化

### ⌚ 経過措置の段階的終了

2026年、2029年と段階的に控除率が縮小され、最終的にはインボイスなしでの控除はゼロになります。免税事業者の淘汰・転換は不可逆的に進みます。

### 📄 デジタルインボイス (Peppol)

紙の請求書は減少し、国際規格「Peppol (ペポル)」に基づくデータ連携が標準化されます。経理業務の完全自動化が加速するでしょう。

## ルール変更・議論の行方

### 🔄 緩和措置の延長議論

「2割特例」や「少額特例」は期限付きですが、中小企業の廃業増加や経済への悪影響が顕著になれば、期限延長や恒久化を求める政治的圧力が強まる可能性があります。

### 📈 将来の増税への布石

インボイス制度により正確な税額把握が可能になることで、将来的には欧州のような消費税率のさらなる引き上げや、より複雑な複数税率化の基盤となることが予想されます。

# 重要なポイントのまとめ

01

## 制度の本質は「正確な消費税計算」

複数税率（8%・10%）の下で、誰がいくら消費税を負担・納付したかを正確に把握するための仕組み。登録番号と区分記載が必須となる。

02

## 免税事業者は厳しい選択を迫られる

「課税事業者になり消費税を納める」か、「免税を維持し取引排除・値下げのリスクを負う」か。経営判断としての二者択一が必要。

03

## 緩和措置をフル活用して乗り切る

「2割特例」（税負担軽減）、「少額特例」（事務負担軽減）、「経過措置」（控除率維持）など、用意された救済策を最大限に利用する。

# 相談窓口と今後のアクション

## 📞 公的な相談窓口

### 国税庁 インボイスコールセンター

電話相談

制度の概要や一般的な質問に対応。専用ダイヤル（0120-205-553）で無料相談が可能。

### 所轄の税務署

個別相談

個別の事情に応じた具体的な相談が可能。事前の予約が必要な場合が多い。

### よろず支援拠点・商工会議所

経営相談

インボイス対応を含む、中小企業の経営全般に関する相談窓口。

## 📋 事業者がとるべきアクション

01

### 現状把握とシミュレーション

自身の課税売上高を確認し、課税転換した場合の税負担額を試算する。



02

### 方針決定（登録するか否か）

取引先の意向や事業計画を踏まえ、インボイス発行事業者になるか判断する。



03

### 取引先との調整・交渉

登録番号の通知、価格の見直し、契約条件の変更などを協議する。



### 社内体制の整備

# 最後に - 制度への向き合い方

インボイス制度は単なる「増税」ではありません。  
事業のデジタル化と高付加価値化を  
強制的に進める「転換点」です。



## DXの契機にする

手書きの請求書をやめ、クラウド会計や受発注を導入して事務負担を減らし、経営の見える化を進めましょう。



## 価格決定権を持つ

消費税分の安易な値下げには応じず、自社サービスの価値を示して適正な価格転嫁を図りましょう。



## 制度を賢く選ぶ

簡易・本則などの計算方法を税理士と相談して選び、最も有利なキャッシュフローを確保しましょう。